

米子市上下水道局告示第42号

令和9年度及び令和10年度における配水管等工事の指名競争入札の参加資格等について

令和9年度及び令和10年度において米子市上下水道局が発注する水道施設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第一の上欄に掲げる水道施設工事をいう。以下同じ。）のうち米子市水道事業給水条例（平成17年米子市条例第192号）第16条に規定する配水管等工事（以下「配水管等工事」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、及びその審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

令和8年9月1日

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第3条第1項に規定する建設業のうち水道施設工事業の許可（以下「水道施設工事業許可」という。）を受けていること。
- (3) 水道施設工事の経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいい、その基準日（以下「審査基準日」という。）が、次のア又はイに掲げる提出期間の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる期間（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、それぞれア又はイ掲げる期間の末日が属する年の12月31日までの間）にあるものに限る。以下「直前審査」という。）を受けていること。

ア 2の(2)の第1期受付については令和7年10月1日から令和8年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、同年12月31日）までの審査基準日

イ 2の(2)の第2期受付については令和8年10月1日から令和9年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、同年12月31日）までの審査基準日

(4) 米子市の市税等（市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料並びに水道料金をいう。）に滞納がないこと。

(5) 2の(1)のアの(ア)のm又は2の(1)のアの(イ)のnに掲げる納税証明書に未納額がある旨の記載がないこと。

(6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

(7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法の規定により労働保険に加入が義務付けられている者については、保険関係が成立しており、かつ、労働保険料の未納がないこと。

(8) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者でないこと。

(10) 次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 米子市、境港市又は西伯郡日吉津村（以下「給水区域」という。）に本店又は営業所を有すること。

イ 次の技術者を給水区域内の営業所に常に備えていること。この場

合において、これらの技術者を兼ねる者については、(ア) 及び (イ) に定める人数に、それぞれ算入することができる。

(ア) 給水装置工事主任技術者（米子市水道局主任技術者を含む。）2 人以上（1 級又は 2 級の土木施工管理技師の資格を併せ持つ者を含むこと。）

(イ) 配管工登録者 3 人以上（1 級又は 2 級の土木施工管理技士の資格を併せ持つ者を含むこと。）

2 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請の手続をしなければならない。

(1) 提出書類

ア 米子市上下水道局配水管等工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）、入札参加資格希望表（様式第 2 号）及び次に掲げる書類とする。ただし、(イ) に該当する者であって上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。また、令和 8 年 9 月 1 日付け米子市上下水道局告示第 40 号に定める入札参加資格審査等の申請手続（水道施設工事）を行った者は、入札参加資格希望表（様式第 2 号）並びにアの (ア) の a 及び d から m まで又はアの (イ) の a 及び d から n までの書類の提出を省略することができる。

(ア) 給水区域内に本店を有する建設業者（以下「給水区域内業者」という。）

a 工事経歴書（様式第 3 号）（次のいずれかに該当する場合に限る。以下同じ。）

(a) 完成工事高に 2 年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前 2 年間に工事实績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合

(b) 完成工事高に 3 年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前 2 年間に工事实績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合

b 職員調書（技術職員）（様式第 4 号）

c 職員調書（その他の職員）（様式第 5 号）

- d 使用印鑑届（様式第 6 号）
 - e 市税等同意書兼誓約書（様式第 7 号）
 - f 資本関係等調書（様式第 8 号）
 - g 労働保険料納付証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し
 - h ISO 9001 又は ISO 14001 の認証書（公益財団法人日本適合性認定協会又は国際認定機関フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものに限る。）の写し
 - i 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）若しくはその写し
 - j 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書等」という。）の写し
 - k 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）又はその写し
 - l 個人事業者にあっては、当該個人の住民票の抄本（申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）又はその写し
 - m 消費税及び地方消費税の納税証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）又はその写し
- (イ) 給水区域外に本店を有する建設業者（以下「給水区域外業者」という。）
- a 工事経歴書（様式第 3 号）
 - b 職員調書（技術職員）（様式第 4 号）
 - c 職員調書（その他の職員）（様式第 5 号）
 - d 使用印鑑届（様式第 6 号）
 - e 市税等同意書兼誓約書（様式第 7 号）
 - f 資本関係等調書（様式第 8 号）
 - g 労働保険に係る誓約書（様式第 9 号）
 - h 営業所一覧（様式第 10 号）
 - i 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書若しくはその

写し

j 経営事項審査結果通知書等の写し

k 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はその写し

l 個人事業者にあっては、当該個人の住民票の抄本又はその写し

m 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

n 消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し

イ 提出した書類の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ることを。

(2) 提出期間

次に掲げる期間とする。ただし、持参又は郵送等の場合は（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が特別な理由があると認める者については、この限りでない。

提出期間		
第1期	第1回	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
	第2回	令和9年4月1日から同月30日まで
	第3回	令和9年7月1日から同月31日まで
第2期	第4回	令和9年10月1日から令和10年1月31日まで
	第5回	令和10年4月1日から同月30日まで
	第6回	令和10年7月1日から同月31日まで

(3) 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。また、郵便若しくは信書便による提出は、(2)の表の右欄に掲げる期間の末日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

米子市上下水道局総務課契約管財担当

(〒683-0008 米子市車尾南二丁目8番1号 電話 0859-32-6117)

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 資格審査の結果

審査結果は、失格とした場合に限り、通知する。

5 資格の有効期限

令和9年度及び令和10年度における入札参加資格の有効期限は、令和11年5月31日とする。ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ(1)から(4)までに定める日とする。

- (1) 1に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。 管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。 管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 審査基準日が令和8年10月1日から令和9年9月30日までの経営事項審査結果通知書等の写しを令和10年2月末日までに提出しないとき。 令和10年度における入札参加資格が決定する日の前日
- (4) 令和11年度における入札参加資格が決定されないとき。 当該決定の日の前日